

市町村国保の運営の広域化・地方分権の推進

民主党マニフェスト

「被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来、地域保険として一元的運用を図る。」

資料3

地方分権改革

- 地方分権改革推進委員会第3次勧告(概要)(平成21年10月7日)
 - ・市町村が保険料率の変更や任意給付の創設をする場合などにおける都道府県知事への事前協議義務
→ 廃止すべき (法第12条)
 - ・医療費が著しく高額として厚生労働大臣の指定を受けた市町村による運営安定化計画の策定義務
→ 廃止すべき (法第68条の2)
- 地方分権改革推進要綱(第1次)(抄)(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)
「国民健康保険の運営に関し、保険財政の安定化や保険料の平準化の観点から、都道府県の権限と責任の強化とともに、都道府県単位による広域化の推進等について検討し、平成21年度中に結論を得る。」

- 地方分権改革推進委員会第3次勧告で指摘された規定については、勧告に従って廃止。
- 民主党マニフェストで盛り込まれた地域保険としての一元的運用の方向性及び地方分権改革推進要綱の趣旨を踏まえ、市町村国保の都道府県単位化を進めるための環境整備として、新たに都道府県の判断により、以下のことを実施することとする。
 - (a) 「広域化等支援方針」の策定
 - (b) 保険財政共同安定化事業の拡大(対象医療費の引下げ等)
 - (c) 事業運営について改善の必要が認められる市町村に対する助言又は勧告
- 「地域保険としての一元的運用」のあり方については、高齢者医療制度の見直しにあわせて議論を行う。

(a) 「広域化等支援方針」の策定

都道府県は、国保事業の運営の広域化又は国保財政の安定化を推進するための当該都道府県内の市町村に対する支援の方針(広域化等支援方針)を定めることができる。

広域化等支援方針については、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 国保事業の運営の広域化又は国保財政の安定化の推進に関する基本的な事項
 - ・方針策定の目的、根拠規定、策定年月日、期間など
- ② 国保の現況及び将来の見通し
 - ・都道府県内の被保険者の年齢構成・所得分布、国保医療費、保険料、財政収支、収納率等の現況及び将来の見通しなど
- ③ 国保事業の運営の広域化又は国保財政の安定化の推進に対し都道府県が果たすべき役割
 - ・事業運営の広域化の調整、財政運営の広域化の企画立案、都道府県の標準設定など
- ④ 国保事業の運営の広域化又は国保財政の安定化を図るための具体的な施策
 - ・事業運営の広域化等
 - ・保険者事務の共通化、医療費適正化策の(共同)実施、収納対策の(共同)実施、広域的な保健事業の実施など
 - ・財政運営の広域化等
 - ・保険財政共同安定化事業の拡充、都道府県調整交付金の活用、広域化等支援基金の活用など
 - ・都道府県内の標準設定
- ⑤ ④の施策を実施するために必要な関係市町村相互間の連絡調整
 - ・連携会議の設置・運営、作業部会の設置・運営、研修会の実施など
- ⑥ その他都道府県が必要と認める事項
 - ・年次評価、中間評価、期間終了時の見直し検討規定など

都道府県は、当該都道府県内の市町村について医療費が著しく高いと認めるときは、医療費適正化その他必要な措置を定めた広域化等支援方針を定めるよう努める。※厚生労働省令で地域差指数が1.14以上の場合と規定。

都道府県は、広域化等支援方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聽かなければならない。

都道府県は、広域化等支援方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(b) 保険財政共同安定化事業の拡大

国保財政の広域化、都道府県単位での保険料平準化を図る観点から、保険財政共同安定化事業について、都道府県の判断で、拡大することができることする。

(1) 対象医療費(現在30万円超)の額を30万円以下に引き下げるこ

- 対象医療費を引き下げること、国保財政が広域化し、医療費の変動に対して安定的な運営が可能となる。
- 現在でも拠出超過となっている市町村は、拠出超過の幅が拡大するため、一定の配慮が必要。(都道府県の工夫)
(例1) 拠出超過の幅が一定以上の市町村に対して、都道府県調整交付金を交付。
(例2) (2)②の所得割を導入し、所得の低い市町村の拠出超過幅を縮減

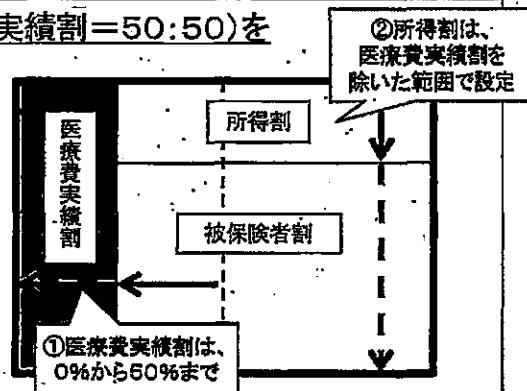
(2) 各市町村国保からの拠出方法(被保険者割:医療費実績割=50:50)を

① 被保険者割の比率を50%超に引き上げること

- 被保険者割の比率を引き上げると、都道府県内の保険料が平準化し、公平性が高まる。
- 市町村間の所得の格差が大きい場合、単純な被保険者割では、所得の低い市町村に重い負担。

② 被保険者割の全部又は一部を所得割とすること

- 所得割を導入することで、負担感の格差を緩和。
- 被保険者割:所得割=50:50とすれば、より都道府県内の保険料の平準化が進む。



(1)、(2)については、都道府県が、市町村の意見を聴いて、広域化等支援方針に規定。

「広域化等支援方針」の策定促進策

1. 普通調整交付金の減額措置の適用除外

各年度の9月末(平成22年度に限り12月末)時点において、都道府県が策定する「広域化等支援方針」に次の事項が定められている場合は、当該都道府県内の市町村については、普通調整交付金の減額措置を適用しないこととする。

① 保険者規模別の目標収納率

※広域化等支援方針の計画期間内で年次ごとに目標収納率を設定することも可

② ①の達成状況に応じ、技術的助言若しくは勧告を行い、又は、その達成に資する取組に対し都道府県調整交付金で支援すること

2. 広域化等支援基金の活用

「広域化等支援方針」を策定しようとする、又は、策定した都道府県は、市町村国保の広域化に資する、次の経費に充てるため、広域化等支援基金の運用収益を使用し、また、その元本の一部(都道府県が基金の他の事業に支障がないと認める範囲内)を取り崩すこととする。

① 「広域化等支援方針」の策定のための調査・研究に要する経費

② 「広域化等支援方針」に定める共同事業の調整、広報啓発事業等に必要な経費